

富士宮市医学生修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、医学を修学する者で、富士宮市立病院（以下「市立病院」という。）の医師として勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、市立病院の医師の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は同法第97条に規定する大学院の医学を履修する課程に在籍する者であること。
- (2) 医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許（以下「医師免許」という。）を取得し、臨床研修終了後、直ちに市立病院の医師（常勤の医師に限る。以下同じ。）として勤務する意思を有する者であること。
- (3) 常勤の医師の確保を目的とする他の修学資金の貸与を受けていないこと。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しないこと。

(貸与額等)

第3条 修学資金の貸与額は、月額250,000円とする。

2 修学資金は無利子とする。

3 貸与人数は、年間3人を上限とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

4 貸与期間は、貸与を決定した日の属する月から大学を卒業する日又は大学院を修了する日の属する月までとし、72月を上限とする。

(貸与の申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、修学資金の貸与を受けようとする者が当該修学資金の貸与を受けたときには、その者と連帯して債務を負担する

ものとする。

(貸与の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査の上、貸与の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(貸与の決定の取消し)

第7条 市長は、修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。（大学院に在籍しなくなったときを除く。）
- (2) 学業成績が著しく不良であると認められるとき。
- (3) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (5) 修学期間中に死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の停止)

第8条 市長は、貸与決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで修学資金の貸与を停止するものとする。

(返還)

第9条 貸与決定者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、当該事由が生じた日の属する月の翌々月の末日までに、貸与を受けた修学資金を一括して返還しなければならない。ただし、市長が認めたときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 第7条各号の規定により貸与の決定が取り消されたとき。

(返還の猶予)

第10条 市長は、修学資金の貸与期間が満了した後において、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 大学に在学しているとき。（当該大学の正規の修学期間に2年を加えた期間内に卒業可能な者に限る。）

- (2) 大学在学中に修学資金の貸与を受けた後、引き続き大学院に進学したとき。
 - (3) 修学資金の返還の債務の免除を受けるため、市立病院の医師として勤務しているとき。
 - (4) 別の病院で臨床研修を行うとき。
 - (5) 災害、病気その他の事由により市長が必要であると認めるとき。
- 2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査の上、返還の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(返還債務の免除)

第 1 1 条 市長は、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

- (1) 大学卒業時に医師国家試験に合格している者で、直ちに市立病院の医師として修学資金の貸与期間に相当する期間（市立病院において臨床研修を行った場合は当該期間を含む。次号において同じ。）勤務したとき。
 - (2) 大学院において医学を履修する課程を修了し、又は退学した後、直ちに市立病院の医師として修学資金の貸与期間に相当する期間勤務したとき。
 - (3) 公務（市立病院の医師としての勤務に限る。以下この条において同じ。）により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。
- 2 市長は、前項の規定による修学資金の返還債務の免除のほか、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条第 1 項に規定する修学資金の貸与額の月額に市立病院の医師として勤務した月数を乗じて得た額に相当する修学資金の返還の債務を免除することができる。
- (1) 貸与決定者の市立病院の医師として勤務した月数が、貸与期間に達しないとき。
 - (2) 貸与決定者が、公務以外の事由により死亡し、又は公務以外に起因する心身の故障により免職されたとき。

- 3 貸与決定者は、前項の規定により修学資金の返還債務の一部が免除されたときは、修学資金から返還債務が免除された額を差引いた額を、市長が定める日までに一括して返還しなければならない。ただし、市長が認めた時は、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査の上、返還債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(延滞利息)

第12条 貸与決定者は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき金額に、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、当該金額に年14.6パーセントの割合をもって計算した延滞金の額を加算して支払わなければならない。

(届出事項)

第13条 貸与決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 貸与決定者又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 貸与決定者が、大学又は大学院を休学し、停学し、復学し、又は退学したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。